

香川県再犯防止推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 香川県における再犯の防止に関する施策を推進するため、香川県再犯防止推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 香川県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するため必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める構成機関の職員等をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、構成機関の職員等の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 構成機関の職員等の任期は2年とする。ただし、補欠の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第4条 協議会は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成機関の職員等以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は、会議で知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表

香川県再犯防止推進連絡協議会構成機関

構 成 機 関	
国	高松保護観察所
	高松地方検察庁
	高松矯正管区
	高松刑務所
	四国少年院
	丸亀少女の家
	高松少年鑑別所
	香川労働局
団体（国）	香川県保護司会連合会
	香川県更生保護女性連盟
	香川県 BBS 連盟
	更生保護法人香川県更生保護協会
	更生保護法人讃岐修斉会
関係機関・団体	香川県社会福祉協議会
	香川県地域生活定着支援センター
	香川県弁護士会
	特定非営利活動法人香川県就労支援事業者機構
	香川大学